

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号、同 27 年 (ワ) 第 34 号、同 29 年 (ワ) 第 85 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 5 9 4 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (1 3 6)

①仮執行免脱宣言の求め

②被告最終準備書面と位置付ける書面について

平成 2 9 年 9 月 2 9 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木

丈

介



同

土 屋

賢

司



同

小 谷

健

太 郎



同

川 見

唯

史



同

前 田

琢

治



第1 仮執行免脱宣言

原告らの請求（の一部）が認容されるとしても、仮執行の宣言を付するのは相当ではない。

しかしながら、仮に仮執行宣言がなされる場合は、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第2 被告最終準備書面と位置付ける書面について

被告は、別紙記載のとおり、被告最終準備書面と位置付ける書面として、被告準備書面（136）ないし同（226）を提出する。

なお、各書面の具体的内容についても別紙記載のとおりである。

以上